

(目次)

第1 共通する基本的事項	
1 最低基準	3
2 一般原則①	3
3 一般原則②	3
4 乳児等通園支援事業の区分	3
第2 職員基準（地域型保育給付費に係る項目を含む）	
1 職員	4
2 他の社会福祉施設等を併設している場合	4
第3 設備基準	
1 設備	5
2 消火設備等	6
3 他の社会福祉施設等を併設している場合	6
第4 運営基準	
1 利用定員	7
2 運営規程	7
3 重要事項の掲示	7
4 面談	7
5 正当な理由のない提供拒否の禁止等	8
6 あっせん、調整及び要請に対する協力	8
7 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	8
8 乳児等支援支給認定の申請に係る援助	8
9 定員の遵守	8
10 心身の状況等の把握	8
11 特定乳児等通園支援の取扱方針（保育の内容）	8
12 乳児等通園支援の内容	8
13 平等に取り扱う原則	9
14 虐待等の禁止	9
15 特定教育・保育施設等との連携	9
16 地域との連携	9
17 特定乳児等通園支援の提供の記録	9
18 保護者との連絡	9
19 相談及び援助	9
20 食事の提供	9
21 利用者負担額等の受領	10
22 乳児等支援給付費の額に係る通知等	11
23 勤務体制の確保等	11
24 秘密保持等	11
25 非常災害対策	11
26 安全計画の策定等	11
27 自動車を運行する場合の所在の確認	12
28 衛生管理等	12
29 緊急時等の対応	12
30 事故発生の防止及び発生時の対応	12
31 苦情解決	13
32 乳児等支援給付費認定保護者に関する市への通知	13
33 情報の提供等	13

34 利益供与等の禁止	13
35 会計の区分	14
36 乳児等通園支援事業所に備える帳簿	14
37 記録の整備	14
38 電磁的記録等	14
第5 保育所保育指針	
1 保育所保育に関する基本原則	16
2 養護に関する基本的事項	16
3 保育の計画及び評価	17
4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項	18
5 乳児保育に関わるねらい及び内容	19
6 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容	20
7 保育の実施に関して留意すべき事項	23
8 子どもの健康支援	24
9 食育の推進	25
10 環境及び衛生管理並びに安全管理	26
11 災害への備え	27
12 子育て支援	28

第2 職員基準 (地域型保育給付費に係る項目を含む)		
1 職員 ★ 認可基準8条 認可基準21条	1) 保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者を配置していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 一般型乳児等通園支援事業について以下の要件等を満たしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
運用上の取扱第3条2(2)	<p>(資格・配置人数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士とその他に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する埼玉県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者 ・従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、従事者の数は、事業所1につき2人を下ることはできない。 ・従事者は、専ら当該事業に従事するものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(家庭的保育事業等、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等)以下「保育所等」とが一体的に運営されている場合であって、当該事業を行うに当たって当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。 2 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該事業が実施され、かつ、当該事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。 <p>※ 一般型乳児等通園支援事業所の乳児等通園支援従事者については、可能な限り、保育士とすることが望ましい</p> <p>※ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、上記(1職員)とp5(1設備)の規定は適用しない。</p>	
	<p>※保育士以外が修了すべき研修</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「子育て支援員研修事業の実施について」別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修。 ② 「家庭的保育事業の実施について」の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」)に定める基礎研修と同等の研修また、「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める研修カリキュラムに基づいて適正に行われた研修を修了し、修了証書を交付された者については、全国いずれの市町村においても、設備運営基準に規定する「市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者」として取り扱われる。 	
	4) 余裕活用型乳児等通園支援事業について以下の要件等を満たしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
	<p>【保育所】児童福祉法第45条第1項の規定に基づき埼玉県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)</p> <p>【幼保連携型認定こども園以外の認定こども園】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項及び第3項の規定に基づき埼玉県が定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件(設備及び運営に関する基準に係るものに限る。)</p> <p>【幼保連携型認定こども園】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき埼玉県が定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準</p> <p>【家庭的保育事業等を行う事業所】志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年志木市条例第18号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</p>	
2 他の社会福祉施設等を併設している場合★ 認可基準10条	1) 他の社会福祉施設等を併設していますか。 ●併設している社会福祉施設等の名称・事業種別 :	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) (併設している場合) 当該事業所の職員が、併設している社会福祉施設等の職員を兼務していますか。 ●兼務している職員の氏名・職種: ※ 利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、兼務はできない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

第3 設備基準

1 設備 ★
認可基準20条
認可基準24条
(1) ~ (4)

1) 事業所の構造設備は、採光、換気など利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられていますか。 いる いない

2) 主な設備の概要を記載してください。

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	室	m ²	
ほふく室	室	m ²	
保育室	室	m ²	
遊戯室	室	m ²	
その他 ()	室	m ²	

※ 保育室等の面積は、内法面積（壁や柱で囲まれた内側で測定した面積）から、造付け・固定造作物（ロッカー、収納スペース、児童用荷物収納棚、手洗い器等）やピアノ・オルガン等を除いた有効面積で算出する。

3) 事業所の設備は、次の基準を満たしていますか。 いる いない

一般型乳児等通園支援事業・・・・・・・・

- ① 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- ② 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- ③ ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- ④ 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- ⑤ 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設ける。
- ⑥ 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- ⑦ 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- ⑧ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階以上に設ける場合は、次の1）、2）及び6）の要件に該当し、3階以上に設ける場合は、次の全ての要件に該当するものであること。
（⑧で、2階以上に設ける場合の要件）

- 1) 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）又は準耐火建築物（同条第9号の3）であること。
- 2) 保育室等が設けられている階に応じ、その区分ごとに、以下の表に掲げる施設や設備が1以上設けられていること

階	区分	施設又は設備
2階	常用	①屋内階段 ②屋外階段
	避難用	①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定） ②待避上有効なバルコニー ③準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備（建築基準法第2条第7号の2に規定） ④屋外階段
3階	常用	①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定） ②屋外階段
	避難用	①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定） ②耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備（建築基準法第2条第7号に規定） ③屋外階段
4階以上の階	常用	①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定） ②屋外階段（建築基準法施行令第123条第2項各号に規定）
	避難用	①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定） ※ ただし、同条第1項の場合においては、当該階の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 ②耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法第2条第7号に規定） ③屋外階段（建築基準法施行令第123条第2項各号に規定）

- 3) 2)に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

<p>(続) 1 設備 ★ 認可基準20条 認可基準24条 (1) ~ (4)</p>	<p>4) 調理設備（以下の a 又は b のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 a スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。 b 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>5) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 6) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。 8) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> <p>余裕活用型乳児等通園支援事業・・・・・・・・</p> <p>【保育所】児童福祉法第45条第1項の規定に基づき埼玉県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。） 【幼保連携型認定こども園以外の認定こども園】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項の規定に基づき埼玉県が定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件（設備及び運営に関する基準に係るものに限る。） 【幼保連携型認定こども園】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき埼玉県が定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準 【家庭的保育事業等を行う事業所】志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年志木市条例第18号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</p>
<p>2 消火設備等 ★ 認可基準5条1項</p>	<p>消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めていますか。 <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p> <p>※ 保育室等を3階以上に設ける場合には、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備の設置が必要とされている。 ※ 消防用設備は、6か月に1回の機器点検と、1年に1回の総合点検を行う必要がある。また、消防署には、1年に1回点検結果を報告する必要がある。 ※ カーテン、絨毯等は防災性能を有するものを使用する。</p>
<p>3 他の社会福祉施設等を併設している場合★ 認可基準9条 認可基準10条</p>	<p>（他の社会福祉施設等を併設している場合） 当該事業所の設備を、併設している社会福祉施設等の設備と共用していますか。 <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p> <p>●共用している設備： ※ 保育室及び当該事業所に特有の設備については、共用はできない。</p>

第4 運営基準		
1 利用定員 確認基準4条	1) 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	1時間当たりの利用定員： _____ 人	
2 運営規程★ (乳児等通園支援事業所内部の規程) 認可基準15条 確認基準20条 運用上の取扱第2の6	2) 事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	1月当たりの利用定員： _____ 人	
2 運営規程★ (乳児等通園支援事業所内部の規程) 認可基準15条 確認基準20条 運用上の取扱第2の6	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	<p>①乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する保育乳児等通園支援の内容 ※ 「保育所保育指針」に準じ、提供する保育のほか、障害児の受入れ体制等その事業の提供する保育についても積極的に記すこと。</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容 ※ 余裕活用型乳児等通園支援事業所においては、当該施設又は事業所において、余裕活用型乳児等通園支援事業に従事する者を可能な限り特定し、記すこと。</p> <p>④乳児等通園支援の提供を行う日時及び提供を行わない日</p> <p>⑤保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ※ 令和8年度以降の利用者負担については、乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額について記すこと。</p> <p>⑥1時間当たりの利用定員 ※ 乳児又は満3歳未満の幼児それぞれに利用定員を記すことが望ましいこと。その上で、職員の基準を満たしていることを前提に、乳児、満3歳未満の幼児ごとの利用児童の数が利用定員の総数を超えない範囲で内訳が変動しても差し支えないこと。なお、余裕活用型乳児等通園支援事業所においては、当該余裕活用型乳児等通園支援事業所における子ども・子育て支援法に基づく利用定員の内数として示すこと。なお、利用定員の取扱いについては、当該年度の4月1日時点(0歳については、出生の時点)の満年齢によること。</p> <p>⑦利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法 ※ 緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法など記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。</p> <p>⑨非常災害対策 ※ 火災や地震などの非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 虐待の防止のために講じている対策について記すこと。なお、別途、虐待の防止のための措置を定めている場合においては、その旨を記すこと。</p> <p>⑪乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p>	
3 掲示等 確認基準23条	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
4 面談 確認基準5条	1) 事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該子どもに対して最初に支援を提供しようとするときに、当該子ども及びその保護者の心身の状況及び当該子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該事業者が支払を受け	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

	る費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付していませんか。		
	3) 事業者は、1) の面談において、2) の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
5 正当な理由のない提供拒否の禁止等 確認基準6条 通園制度の実施に関する手引II4	1) 乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなく拒んでいませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 事業者は、障害のあるこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握し、受入れ可能性について検討。正当な理由により受入れが困難である場合は、具体的な理由とともに市町村に報告する。		
6 あっせん、調整及び要請に対する協力 確認基準7条	1) 特定地域型保育事業の利用について、支援法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
7 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認 確認基準8条	事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。 ※1 子ども・子育て支援法 第30条の15第3項 市は、乳児等支援給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定に係る保護者に、氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した、乳児等支援支給認定証を交付する ※2 子ども・子育て支援法施行規則 第28条の24 ① 乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日 ② 乳児等支援給付認定子どもの氏名及び生年月日 ③ 交付の年月日及び乳児等支援支給認定証番号 ④ 乳児等支援給付認定の有効期間 ⑤ その他必要な事項	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
8 乳児等支援支給認定の申請に係る援助 確認基準9条	1) 乳児等支援支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
9 定員の遵守 確認基準22条	事業者は、1時間当たりの利用定員を超えて特定地域型保育特定乳児等通園支援の提供を行っていませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
10 心身の状況等の把握 確認基準10条	特定乳児等通園支援の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
11 特定乳児等通園支援の取扱方針 確認基準15条	事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行っていますか。 ※ 特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画は、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条：保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う（保育所保育指針）。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
12 乳児等通園支援の内容 ★ 認可基準22条	乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

認可基準25条			
13 平等に取り扱う原則 確認基準24条	乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は当該特定乳児等通園支援の提供に要する支払の状況によって、差別的取扱いをしていませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
14 虐待等の禁止 ★ 認可基準12条 確認基準25条	事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児福法第33条の10各号に掲げる行為（注）その他当該支給認定子ども当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。 注) ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、生活を共にする他の児童による上記①、②又は次の④に掲げる行為の放置その他の事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
15 特定教育・保育施設等との連携 確認基準11条	事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供されるに規定する特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
16 地域との連携 確認基準30条	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
17 特定乳児等通園支援の提供の記録 確認基準12条	特定乳児等通園支援を提供した際は、日時、時間、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。 ※ 提供した保育に係る必要な事項の提供の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
18 保護者との連絡 ★ 認可基準23条 認可基準25条	乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
19 相談及び援助 確認基準17条	常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、その置かれている養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 ※（保育指針） 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
20 食事の提供 ★ 認可基準14条 運用上の取扱第205	1) 事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていますか。 ※ 食事の提供の有無については乳児等通園支援事業者が判断するものであること。 ※ ただし、特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかについて、乳児等通園支援事業者において十分に検討を行うことが必要であること。 ※ また、利用乳幼児の乳児等通園支援事業の利用形態等に応じて、乳児等通園支援事業者が食事の提供を行うのではなく、弁当等を持参して食事をとる場合も考えられること。 ※ 食事の提供を行う場合には、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24年 3月厚生労働省）、「授乳・離乳の支援ガイド」（令和元年 3月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会）を参照して対応するほか、食物アレルギーを有することについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」（平成 31年 4月厚生労働省）を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応することが必要であること。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
	2) 食事の提供を、以下に該当する搬入施設において調理し、事業所に搬入する方法により行っている場合は、以下①～③の要件を満たしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	

<p>(続) 20 食事の提供 ★ 認可基準14条 運用上の取扱第 205</p>	<p>①外部搬入により食事の提供を行う場合の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者であり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 2) 当該事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 3) 調理業務の受託者を、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 <p>②乳児等通園支援事業所に外部搬入を行うことができる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業所と一体的に運営されている保育所等 2) 当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 																							
<p>21 利用者負担額等の受領 確認基準13条</p>	<p>1) 法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者乳児等支援給付認定保護者から、当該特定地域型保育当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けていますか。</p> <p>2) いわゆる「上乘せ徴収」として、次の費用の支払いを乳児等支援給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。 <p>※ 上乘せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものである。</p> <p>上乘せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができるが、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議により承認を得ることが必要である。</p> <p>(事業者向けFAQ 第7版 平成27年3月 p72,75)</p> <p>3) いわゆる「実費徴収」として、次の費用の支払いを乳児等支援給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ ①～③、⑤のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの ⑤ 食事の提供に要する費用 <p>4) 2)～4)の費用の額の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し交付していますか。</p> <p>5) 3)及び4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に金銭の支に対して説明を行い、文書による同意を得ていますか。ただし、4)の金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しないとされています。</p> <p>※ 徴収に当たっては、「上乘せ徴収」については書面による保護者の同意、「実費徴収」については保護者の同意が必要となる。</p>	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/>いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>いない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>非該当</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/>いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>いない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>非該当</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/>いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>いない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>非該当</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/>いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>いない</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> いる		<input type="checkbox"/> いない		<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> いる		<input type="checkbox"/> いない		<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> いる		<input type="checkbox"/> いない		<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> いる		<input type="checkbox"/> いない	
<input type="checkbox"/> いる																								
<input type="checkbox"/> いない																								
<input type="checkbox"/> 非該当																								
<input type="checkbox"/> いる																								
<input type="checkbox"/> いない																								
<input type="checkbox"/> 非該当																								
<input type="checkbox"/> いる																								
<input type="checkbox"/> いない																								
<input type="checkbox"/> 非該当																								
<input type="checkbox"/> いる																								
<input type="checkbox"/> いない																								

22 乳児等支援 給付費の額に係 る通知等 確認基準14条	1) 法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を給付認定保護者に対して交付していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
23 勤務体制 の確保等 ★ 労働基準法 等、 認可基準9条 確認基準21条	1) 事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供していますか。 ただし、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないとされています。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	4) 職員は、常に自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
24 秘密保持等 ★ 認可基準17条 確認基準26条	1) 職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 雇用契約、誓約書又は就業規則等において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、職員の個人情報保護に関する措置を講じておく必要がある。 ※ 児福法第18条の22には、保育士の秘密保持義務について明記されている。 ※ 児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ この同意は、保育の提供開始時に、支給認定子どもの保護者から包括的に同意を得ることで足りる。		
25 非常災害 対策 ★ 水防法 15条の3 認可基準5条	1) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めていますか。 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回、行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
26 安全計画 の策定等★ 認可基準6条 運用上の取扱 第2 1	1) 事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	4) 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 安全計画の策定等に当たっては、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ対応すること。 なお、既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えることで足りること。		

27 自動車を運行する場合の所在の確認 ★ 認可基準7条	1) 事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
	2) 事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
28 衛生管理等 ★ 認可基準13条 運用上の取扱 第2 4・・・	1) 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 当該事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 保育所における衛生管理等については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第10条及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第三章を踏まえ、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成21年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）においてお示ししているところである。 今般、乳児等通園支援事業所においても、保育所と同様に衛生管理等に関して規定することとしたので、当該ガイドラインを参考としつつ、適切に衛生管理等に関する措置を講ずること。		
29 緊急時等の対応 確認基準18条	事業者の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子ども等に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 事故が発生した場合には、速やかに市（保育課）に報告すること。 （参考）「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け内閣府子ども・子育て本部参事官等通知）		
30 事故発生の防止及び発生時の対応 確認基準31条	1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 2)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。		
	4) 乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
※ 事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。			
5) 事業者が、その事業の用に供する自転車を利用している場合、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当		

(続) 30 事故発生 の防止及び 発生時の対応	※ 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正により、平成30年4月1日から、自転車損害保険等への加入が義務付けられている。 ※ 業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合、個人の日常生活において発生した自転車事故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上の賠償事故を補償する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要となる。	
31 苦情解決 （苦情への 対応）★ 認可基準18条 確認基準29条	1) 提供した乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該子どもの家族（以下「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※ 必要な措置を既に講じている場合に、当該既に講じている措置とあわせて措置を講ずることも差し支えないこと。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2) 1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※（指針解説） 保育所が、苦情解決責任者である施設長の下に、苦情解決担当者を決め、苦情受付から解決までの手続きを明確化し、その内容や一連の経過と結果について書面での記録を残すなど、苦情に対応するための体制を整備することが必要である。また、中立、公正な第三者の関与を組み入れるために第三者委員を設置することも求められている。 ※（指針解説） 苦情解決とは、保護者等からの問題提起であり、個別の問題として対応するだけでなく、それを通じて、保育の内容を継続的に見直し、改善し、保育の質の向上を図っていくための材料として捉えることが重要である。 ※ 苦情の内容等の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3) 提供した乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
4) 提供した乳児等通園支援に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。また、市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市に報告していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
5) 事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
32 乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知 確認基準19条	事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ※ 市への通知に係る記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。	
33 情報の提供等 確認基準27条	1) 事業者は、特定乳児等通園支援を利用しようとする小学校就学前子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、当該事業所が提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 ※（指針解説） 保育所は、保育の内容等、すなわち、一日の過ごし方・年間行事予定・当該保育所の保育方針・職員の状況その他当該保育所が実施している保育の内容に関する事項等について、情報を開示し、保護者等が適切かつ円滑に利用できるようにすることが重要である。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2) 事業者は、乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
34 利益供与等の禁止 確認基準28条	1) 事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	

(続) 34 利益供与等の禁止 確認基準28条	2) 事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
35 会計の区分 確認基準32条	事業者は特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
36 乳児等通園支援事業所に備える帳簿 ★ 認可基準16条	事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
37 記録の整備 ★ 認可基準16条 確認基準33条	1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。 2) 乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画 ②特定乳児等通園支援の提供の記録 ③「32 乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録 ④「31 苦情解決」に規定する苦情の内容等の記録 ⑤「30 事故発生の防止及び発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
38電磁的記録等★ 認可基準26条 確認基準34条	1) 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行えますが、電磁的記録等を実施していますか。 確認基準34条 ※2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はイに掲げるもの ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	

<p>(続) 38電磁的記録 等★</p>	<p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>
-------------------------------	--

第5 保育所保育指針（保育所保育指針・解説からの抜粋。一部は「第4の運営基準」の関連項目の方に記載。）
 ※ 認可・確認基準で、地域型保育事業においても、保育所保育指針の内容に準じて保育を行うことが定められている。
 ※ 地域型保育事業では該当しない内容もあるが、参考として記載している。【他の点検シートに記載があれば点検不要】

(第1章 総則)

1 保育所保育に関する基本原則	<p>保育は、次の基本原則を踏まえて行っていますか。</p> <p>1) 保育所は、入所する子どもの最善の利益（「子どもの権利条約」第3条第1項）を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>2) 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>① 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。</p> <p>② 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。</p> <p>③ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。</p> <p>④ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。</p> <p>⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。</p> <p>⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。</p> <p>3) 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p> <p>① 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。</p> <p>② 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること</p> <p>③ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。</p> <p>④ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
-----------------	---	---	--

2 養護に関する基本的事項	<p>保育における養護は、次の基本的事項を踏まえて行っていますか。</p> <p>1) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護（生命の保持、情緒の安定）に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p> <p>2) 「生命の保持」に関わるねらい・内容</p> <p>[ねらい]</p> <p>① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。</p> <p>② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。</p> <p>③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。</p> <p>④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。</p> <p>[内容]</p> <p>① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。</p> <p>② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。</p> <p>③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつけられていくようにする。</p> <p>④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄せつ、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。</p> <p>4) 「情緒の安定」に関わるねらい・内容</p> <p>[ねらい]</p> <p>① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。</p> <p>② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
---------------	--	---	--

<p>(続) 2 養護に 関する 基本的事項</p>	<p>③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。</p> <p>④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。</p> <p>[内容]</p> <p>① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉かけを行う。</p> <p>② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。</p> <p>③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。</p> <p>④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。</p>	
<p>3 保育の計画 及び評価</p>	<p>1 全体的な計画は、次の点に留意して作成していますか。</p> <p>1) 上記1の2)に示した「保育の目標」を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。</p> <p>2) 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。</p> <p>3) 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
	<p>2 指導計画（長期的な指導計画、短期的な指導計画）は、次の点に留意して作成していますか。</p> <p>1) 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p> <p>2) 指導計画の作成に当たっては、第2章「保育の内容」及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>② 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>③ 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。</p> <p>3) 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。</p> <p>4) 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。</p> <p>5) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p> <p>6) 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p> <p>7) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
	<p>3 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意していますか。</p> <p>① 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>④ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>

<p>(続) 3 保育の計画及び評価</p>	<p>4 保育内容等の評価は次のとおり行っていますか。</p> <p>1) 保育士等の自己評価</p> <p>① 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>② 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。</p> <p>③ 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p> <p>2) 保育所の自己評価</p> <p>① 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>② 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。</p> <p>③ 保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p>	<p>5 評価を踏まえた計画の改善は、次のとおり行っていますか。</p> <p>1) 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。</p> <p>2) 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p> <p>1) 育みたい資質・能力</p> <p>① 保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、上記1の2)に示す「保育の目標」を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」 ・ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」 ・ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」 <p>② ①に示す資質・能力は、以下の第2章「保育の内容」に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体によって育むものである。</p> <p>2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p> <p>次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、以下の第2章「保育の内容」に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。</p> <p>① 健康な心と体 保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。</p> <p>② 自立心 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。</p> <p>③ 協同性 友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。</p> <p>④ 道徳性・規範意識の芽生え 友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。</p> <p>⑤ 社会生活との関わり 家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。</p> <p>⑥ 思考力の芽生え</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

<p>(続) 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p>	<p>身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。</p> <p>⑦ 自然との関わり・生命尊重 自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかえりながら関わるようになる。</p> <p>⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。</p> <p>⑨ 言葉による伝え合い 保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。</p> <p>⑩ 豊かな感性と表現 心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。</p>
--------------------------------------	---

(第2章 保育の内容)

<p>5 乳児保育に関わるねらい及び内容</p>	<p>乳児保育は、次の「基本的事項」、「ねらい及び内容」及び「実施に関わる配慮事項」に留意して行っていますか。</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>はい</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>いいえ</td> </tr> </table> <p>1) 基本的事項</p> <p>① 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。</p> <p>② 以下の各視点において示す保育の内容は、上記「2 養護に関する基本的事項」に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。</p> <p>2) ねらい及び内容</p> <p>① 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。 [ねらい] <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。 ・ 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする ・ 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。 [内容] <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満ちし、心地よく生活をする。 ・ 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。 ・ 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。 ・ 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。 ・ おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。 [内容の取扱い] <ul style="list-style-type: none"> ・ 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。 ・ 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。 <p>② 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」 受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。 [ねらい]</p> </p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> はい			
<input type="checkbox"/> いいえ			

<p>(続) 5 乳児保育に関わるねらい及び内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。 ・ 体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。 ・ 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。 ・ 体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・ 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。 ・ 保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。 ・ 温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。 <p>[内容の取扱い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人一人に応じた適切な援助を行うようにすること。 ・ 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを表し、それに相手が応答する言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくことを考慮して、楽しい雰囲気の中での保育士等との関わり合いを大切に、ゆっくりと優しく話しかけるなど、積極的に言葉のやり取りを楽しむことができるようにすること。 <p>③ 精神的発達に関する視点「身近なもの関わり感性が育つ」 身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。</p> <p>[ねらい]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。 ・ 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。 ・ 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。 ・ 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。 ・ 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。 ・ 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。 ・ 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんでる。 <p>[内容の取扱い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。なお、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについては、常に十分な点検を行うこと。 ・ 乳児期においては、表情、発声、体の動きなどで、感情を表現することが多いことから、これらの表現しようとする意欲を積極的に受け止めて、子どもが様々な活動を楽しむことを通して表現が豊かになるようにすること。 <p>3) 保育の実施に関わる配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 ・ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。 ・ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第3章「健康及び安全」に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士等及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 ・ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。 ・ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。 				
<p>6 1歳以上3歳未満児の保</p>	<p>1歳以上3歳未満児の保育は、次の「基本的事項」、「ねらい及び内容」及び「実施に関わる配慮事項」に留意して行っていますか。</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>いいえ</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> はい					
<input type="checkbox"/> いいえ					

1) 基本的事項

- ① この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄せつの自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。
- ② 以下の各領域において示す保育の内容は、上記「2 養護に関する基本的事項」に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である

2) ねらい及び内容

① 心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

[ねらい]

- ・ 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- ・ 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- ・ 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。

[内容]

- ・ 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- ・ 食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。
- ・ 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
- ・ 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- ・ 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
- ・ 保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
- ・ 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。

[内容の取扱い]

- ・ 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ・ 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。
- ・ 排泄の習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより、少しずつ慣れさせるようにすること。
- ・ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。

② 人との関わりに関する領域「人間関係」

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

[ねらい]

- ・ 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。
- ・ 周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。
- ・ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

[内容]

- ・ 保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
- ・ 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。
- ・ 身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと関わりをもつ遊ぶ。
- ・ 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。
- ・ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。
- ・ 生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。

[内容の取扱い]

- ・ 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。

(続)
6 1歳以上3
歳未満児の保
育に関わるね
らい及び
内容

- ・ 思い通りにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出については、保育士等が受容的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助すること。
- ・ この時期は自己と他者との違いの認識がまだ十分ではないことから、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気付くことの大切さなど、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

③ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

[ねらい]

- ・ 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。
- ・ 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- ・ 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

[内容]

- ・ 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ・ 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。
- ・ 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
- ・ 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。
- ・ 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。
- ・ 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。

[内容の取扱い]

- ・ 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。
- ・ 身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験へとつながるものであることから、そうした気付きを促すような関わりとなるようにすること。
- ・ 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。

④ 言葉の獲得に関する領域「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

[ねらい]

- ・ 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- ・ 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- ・ 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

[内容]

- ・ 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- ・ 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。
- ・ 親しみをもって日常の挨拶に応じる。
- ・ 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- ・ 保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ・ 保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- ・ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

[内容の取扱い]

- ・ 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくものであることを考慮して、楽しい雰囲気の中で保育士等との言葉のやり取りができるようにすること。
- ・ 子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、他の子どもの話などを聞くことを通して、次第に話を理解し、言葉による伝え合いができるようになるよう、気持ちや経験等の言語化を行うことを援助するなど、子ども同士の関わりの中でのやり取りを行うようにすること。
- ・ この時期は、片言から、二語文、ごっこ遊びでのやり取りができる程度へと、大きく言葉の習得が進む時期であることから、それぞれの子どもの発達の状況に応じて、遊びや関わりの中での工夫など、保育の内容を適切に展開することが必要であること。

(続)
6 1歳以上
3歳未満児の
保育に関わる
ねらい及び
内容

⑤ 感性と表現に関する領域「表現」

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

[ねらい]

- ・ 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- ・ 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
- ・ 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

[内容]

- ・ 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ・ 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。
- ・ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- ・ 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。
- ・ 保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。
- ・ 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

[内容の取扱い]

- ・ 子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。
- ・ 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。
- ・ 様々な感情の表現等を通じて、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる時期であることに鑑み、受容的な関わりの中で自信をもって表現をすることや、諦めずに続けた後の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。
- ・ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、諸感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど保育の環境を整えること。

3) 保育の実施に関わる配慮事項

- ・ 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。
- ・ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。
- ・ 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。
- ・ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

(3歳以上児の保育に関するねらい及び内容 ……略)

7 保育の実施
に関して留意
すべき事項

保育の実施に関して、次のとおり留意していますか。

はい
いいえ

1) 保育全般に関わる配慮事項

- ・ 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- ・ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ・ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- ・ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- ・ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- ・ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

2) 小学校との連携 (略)

3) 家庭及び地域社会との連携

- ・ 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

(第3章 健康及び安全)

8 子どもの健康支援	1 子どもの健康状態及び発育・発達状態については、次のとおり把握していますか。 1) 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。 ・ 子どもの健康状態の把握は、嘱託医と嘱託歯科医による定期的な健康診断に加え、保育士等による日々の子どもの心身の状態の観察、更に保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって、総合的に行う必要がある。 観察すべき事項としては、機嫌、食欲、顔色、活動性等のどの子どもにも共通した項目と、一人一人の子ども特有の疾病等に伴う状態がある。 ・ 発育状態の把握の方法としては、定期的に身長や体重等を計測し、前回の計測結果と比較する方法が最も容易で効果的である。あわせて、肥満ややせの状態も調べることが大切である。 ・ 発達状態については、子どもの日常の言動や生活等の状態の丁寧な観察を通して把握する。 2) 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通して子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 3) 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	2 子どもの健康増進に当たっては、次のとおり対応していますか。 1) 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。 2) 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	3 子どもの疾病等については、次のとおり対応していますか。 1) 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 2) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 [感染経路対策] ・ 感染症の流行を最小限にするためには、飛沫感染対策として、換気をこまめに行う。また、咳やくしゃみなどを人に向けてないようにする。マスクが無くて咳などが出そうな時はハンカチなどで口を覆う等の咳エチケットを、日常生活の中で子どもたちが身に付けられるようにしていく。 ・ 空気感染対策としては、水痘、麻疹、結核といった空気感染する感染症が疑われる場合には、その子どもをすぐに他の子どもたちとは別保育とし、換気を行う。保護者に連絡して受診を勧める。 ・ 接触感染対策としては適切な手洗いをすることが最も重要であり、正しい手洗いの方法を身に付けさせる必要がある。 ・ 人の血液などを介して感染する感染症の予防では、血液や汗を除く体液（喀痰、尿、糞便等）などに触れる時には、必ず使い捨て手袋を着用し、手袋を外した後は流水と石けんで手洗いをし、血液等が触れた場所は消毒するといった「標準予防策」をとる必要がある。 ※（参考）「保育所における感染症対策ガイドライン2018年改訂版」（平成30年3月厚生労働省） 3) アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 ・ 子どものアレルギー疾患は、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎等様々あり、保護者からその対応を求められることが非常に多い。なかでも食物アレルギーとアナフィラキシーに関しては、誤食等の事故などにより生命が危険に晒されるおそれがあるため、常に適切な対応を行うことが重要である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(続)
8 子どもの
健康支援

日頃の管理として、生活環境の整備（ダニ・ホコリの管理等）や与薬及び外用薬塗布管理、食物アレルギーであれば給食管理、緊急時対応等が求められる。

(補足) アナフィラキシー

： アレルギー反応により、蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態

※(参考)「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版」(平成31年4月厚生労働省)

- ・ 食物アレルギーのある子どもの誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性がある。食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。その上で、安全性を最優先とした、人為的な間違いや失敗についての対策を講じることが重要である。

4) 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

- ・ 救急用の薬品や、包帯など応急処置用品を常備し、全職員が適切な使用法を習熟しておく必要がある。

- ・ 保育所において子どもに薬（座薬等を含む。）を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。

保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなくてはならない。

また、与薬に当たっては、複数の保育士等で、対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。与薬後には、子どもの観察を十分に行う。

- ・ 救急蘇生を効果的に行うためには、子どもの急変を早期に発見することが重要であり、日頃の健康状態の把握や保健管理のあり方が大きな意味をもつ。また、保育士等をはじめ全職員は、各種研修会等の機会を活用して、救急蘇生法や応急処置について熟知しておく必要がある。自動体外式除細動器（AED）が設置してある場合は、その操作について習熟しておく。

- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なる。生後2か月から6か月に多く、稀には1歳以上で発症することがある。

SIDSは、うつぶせ、仰向けのどちらでも発症するが、寝かせる際にうつぶせに寝かせた時の方がSIDSの発生率が高いということが研究者の調査から分かっており、子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。また、睡眠時に子どもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息事故を未然に防ぐことにつながるものである。

9 食育の推進

1 食育基本法を踏まえ、保育所の特性を生かした食育を、次のとおり行っていますか。

はい
いいえ

- 1) 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。
- 2) 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。
- 3) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

- ・ 日々の食事の提供に当たっては、子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮し、子どもが食べることを楽しむことができるよう計画を作成することが大切である。

その際、入所前の生育歴や入所後の記録などから、子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるようにする。さらに、子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫する必要がある。

2 食育の環境の整備等を次のとおり行っていますか。

はい
いいえ

- 1) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- 2) 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- 3) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

<p>(続) 9 食育の推進</p>	<p>※(参考) 「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(平成16年3月厚生労働省) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版」(平成31年4月厚生労働省) 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)</p>	
<p>10 環境及び衛生管理並びに安全管理</p>	<p>1 保育の環境整備や衛生管理に当たっては、次のとおり対応していますか。</p> <p>1) 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常に清潔な環境を保つことができるよう、日頃から清掃や消毒等を行うことが大切である。その際、消毒薬などは子どもの手の届かない場所で保管、管理し、誤飲の防止等、安全の徹底を図らなくてはならない。 ・ 保育室をはじめとした保育所内の各室、調理室、トイレ、園庭、プールなど各設備の衛生管理はもちろんのこと、歯ブラシやコップ、寝具、床、棚、おむつ交換台、ドアノブ、手洗い用の蛇口など各備品、特に低年齢児では直接口に触れることも多い玩具は、日々状態を確認し、衛生管理を行う。 ・ 調理室や調乳室では、室内及び調理や調乳のための器具、食器を清潔に保つとともに、食品の品質等の管理、入室時の外衣や帽子の着用といった衛生管理が必要である。 ・ 園庭や砂場では、動物の糞尿の処理、樹木や雑草の管理、害虫などの駆除や消毒、小動物など飼育施設の清潔を保つことなどが必要である。 ・ プールでは、設備の消毒や水質の管理、感染症の予防のほか、利用時については、重大事故が発生しやすい場面であることを踏まえた安全管理の徹底に努める。 <p>2) 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。散歩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、感染症及び衛生管理に関する知識と適切な対応方法を日頃から身に付けておくことが必要である。嘔吐物や糞便等の処理に当たっては、使い捨てのマスクやエプロン、手袋等の使用や手洗いの徹底など、感染防止のための処理方法とその実施を徹底しておく。 ・ 調乳や冷凍母乳を取り扱う場合や、子どもの食事の介助を行う場合には、手洗いや備品の消毒を行う等、衛生管理を十分徹底することが重要である。 ・ 全職員は自己の健康管理に留意し、特に感染症が疑われる場合には速やかに施設長に報告し、自らが感染源にならないよう、適切に対処することが必要である。 <p>(食中毒の予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒の予防に向けて、日常的に、子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう取り組むことが大切である。特に、手洗いについては、正しい手の洗い方を指導することが重要である。また、動物の飼育をしている場合は、その世話の後、必ず手洗い等を徹底させる。 ・ 調理体験の際は、服装、爪切り、手洗いなど、衛生面の指導を徹底することが必要である。 <p>(食中毒発生時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒が発生した場合に備えて、食中毒発生に関する対応マニュアルの作成と全職員への周知も重要である。食中毒が疑われる場合には、対象となる症状が認められる子どもを別室に隔離するとともに、嘱託医や保健所などの関係機関と連携し、迅速に対応する。 ・ 食中毒発生時は、保健所の指示に従い、食事の提供を中止し、施設内の消毒、職員や子どもの手洗いを徹底する。 <p>※(参考)「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月改正・厚生労働省通知) (補足) 当該マニュアルは、同一食材を使用し1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用されるが、この要件に該当しない社会福祉施設等についても、可能な限りこのマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう通知が出ている。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
	<p>2 保育中の事故防止や安全対策については、次のとおり対応していますか。</p> <p>1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。 ・ 日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。 ・ 保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもの確実に観察することが重要である。 	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>

(続)
10 環境及び
衛生管理
並びに
安全管理

- ・ 重大事故の発生防止のため、あと一步で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。
- 2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
 - ・ 乳児の睡眠中の窒息リスクの除去としては、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。
睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行う。
また、定期的に子どもの状態を点検するなど、異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防のための工夫が求められる。
 - ・ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にする。
また、これらの職員に対して、監視の際に見落としがちになりリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。十分な監視体制の確保が出来ない場合は、プール活動の中止も検討すべきである。
 - ・ 食事の場面では、子どもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去したり、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応したりすることが必要である。
 - ・ なお、重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。
- 3) 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。
 - ・ 重大事故や不審者の侵入等、子どもに大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員が把握しておくことが必要である。
 - ・ 日常の備えとして、各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を事前に整理しておくことが重要である。119番通報の際の要点を事務室に掲示したり、園外活動等の際に携帯したりすることも有効である。
 - ・ 施設内で緊急事態が発生した際には、保育士等は子どもの安全を確保し、子どもや保護者が不安にならないよう、冷静に対応することが求められる。
子どもが緊急事態を目前に体験した場合には、強い恐怖感や不安感により、情緒的に不安定になる場合もある（心的外傷後ストレス障害－PTSD）。このような場合には、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、子どもと保護者の心身の健康に配慮することも必要となる。

※（参考）

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）

11 災害への
備え

- | | | |
|--|------------------------------|--|
| 1 施設・設備等の安全性が確保されるように、次のとおり取り組んでいますか。 | <input type="checkbox"/> はい | |
| 1) 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。 | <input type="checkbox"/> いいえ | |
- ・ 施設の安全点検を定期的に行うとともに、消防設備や火気使用設備の整備及び点検を定期的に行うことは、安全性の確保の基本である。消火器は落下や転倒しない場所に設置し、その場所と使用方法について全職員に周知する。
 - ・ 施設の出入り口や廊下、非常階段等の近くには物を置かないなど、避難する経路はいつでも使えるようにしておくとともに、経路に怪我の要因となるような危険がないか、日常的に点検を行う必要がある。
 - ・ 地域や保育所の立地特性によって、起こりうる災害の種類や危険度は異なる。発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について、実際に職員自ら足で歩き、交通量や道幅、落下や倒壊など避難の障害となる場所の確認等を行い、予測しておくこと、その情報を全職員で共有することが重要である。
 - ・ 地域や保育所の立地特性によって、起こりうる災害の種類や危険度は異なる。発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について、実際に職員自ら足で歩き、交通量や道幅、落下や倒壊など避難の障害となる場所の確認等を行い、予測しておくこと、その情報を全職員で共有することが重要である。

(続) 11 災害への備え	2) 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。 <ul style="list-style-type: none"> 安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について、安全性の確保や機能の保持、保管の状況など具体的な点検項目、点検日及び点検者を定めた上で、定期的に点検することが必要である。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技術者による定期点検を実施することが重要である。 日常的に、避難経路の確保等のために整理整頓を行うとともに、ロッカーや棚等の転倒防止や高い場所からの落下物防止の措置を講じたり、ガラスに飛散防止シートを貼ったりするなど、安全な環境の整備に努める必要がある。 	
	2 災害発生時の対応体制を次のとおり整備し、避難に備えていますか。 <ol style="list-style-type: none"> 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> マニュアルの作成に当たっては、それぞれの保育所に応じた災害の想定を行い、保育所の生活において、様々な時間や活動、場所で発生しうることを想定し、それに備えることが重要である。 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練は、災害発生時に子どもの安全を確保するために、職員同士の役割分担や子どもの年齢及び集団規模に応じた避難誘導等について、全職員が実践的な対応能力を養うとともに、子ども自身が発達過程に応じて、災害発生時に取るべき行動や態度を身に付けていくことを目指して行われることが重要である。 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。 <ul style="list-style-type: none"> 災害時は電話等がつかないことを想定し、あらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者に知らせておく。また、保護者自身の安否を円滑に保育所に伝えてもらえる仕組みをあらかじめ整え、それを周知することも大切である。 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	3 地域の関係機関等と災害発生時に連携が取れるよう、次のとおり取り組んでいますか。 <ol style="list-style-type: none"> 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に連携や協力が必要となる関係機関等としては、消防、警察、医療機関、自治会等がある。また、地域によっては、近隣の商店街や企業、集合住宅管理者等との連携も考えられる。こうした機関及び関係者との連携については、市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築することが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実態に応じて必要な連携や協力が得られるようにしておくことが必要である。 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練については、その実施内容等を保護者に周知し災害発生時の対応について認識を共有したり、災害発生時の連絡方法を実際に試みたり、子どもの引渡しに関する訓練を行うなど、保護者との連携を図っていく。また、地域の関係機関の協力を得ながら、地域の実情に応じた訓練を行うことが望ましい。 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(第4章 子育て支援)

12 子育て支援	保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子ども の健やかな育ちを実現することができるよう、子どもの育ちを 家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよ う、次の事項に留意して行っていますか。 <ol style="list-style-type: none"> 保育所における子育て支援に関する基本的事項 <ol style="list-style-type: none"> 保育所の特性を生かした子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。 子育て支援に関して留意すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
----------	---	---

(続)
12 子育て
支援

- ① 保護者との相互理解
 - ・ 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。
 - ・ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。
 - ② 保護者の状況に配慮した個別の支援
 - ・ 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。
 - ・ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。
 - ・ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。
 - ③ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援
 - ・ 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。
 - ・ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。
- 3) 地域の保護者等に対する子育て支援
- ① 地域に開かれた子育て支援
 - ・ 保育所は、児福法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。
 - ・ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。
 - ② 地域の関係機関等との連携
 - ・ 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。
 - ・ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。